



つくばみらい市告示第 23 号

つくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービス事業実施要綱の全部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 26 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービス事業実施要綱の全部を改正する告示

つくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービス事業実施要綱（平成 18 年つくばみらい市告示第 40 号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この告示は、認知症により外出後に行方不明となる可能性のある高齢者等（以下「認知症高齢者等」という。）を介護している家族に対し、位置情報端末機及び附属品（以下「端末機等」という。）を貸与し、認知症高齢者等の保護を支援することで、介護を行う家族の負担の軽減を図り、もって在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。

（利用対象者）

第 2 条 この事業を利用できる者は、市内に住所を有し、かつ、居住する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 65 歳以上の認知症高齢者及び初老期における認知症により介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定等を受けている第 2 号被保険者（ペースメーカーを装着している者を除く。）を介護している家族
- （2） その他市長が必要と認めた者

（事業の委託）

第 3 条 市長は、利用対象者及び費用の決定を除き、この事業の実施に関し認知症高齢者等探索支援サービス事業業務を行う事業者（以下「事業者」という。）に委託することができる。

（利用の申請）

第4条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、認知症高齢者等探索支援サービス利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づく審査に当たり必要と認められるときは、当該申請に係る市町村民税の課税状況を証明する書類その他必要な書類の提出を求めることができる。

（利用の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否について認知症高齢者等探索支援サービス利用決定通知書（様式第2号）又は認知症高齢者等探索支援サービス利用却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用を認めるときは、速やかに端末機等を申請者に貸与しなければならない。

3 申請者は、前項の規定による端末機等の貸与を受けるときは、市長と認知症高齢者等探索支援サービス事業に関する覚書（様式第4号）を締結しなければならない。

4 市長は、第2項の規定による端末機等の貸与を行うに当たっては、申請者から提供された情報に基づいて、この告示に基づき、位置情報の提供その他のサービスを提供する事業者が指定する書類を事業者を提供するものとする。

（利用の方法）

第6条 端末機等の貸与を受けた者（以下「利用者」という。）は、端末機等を実際に携帯する認知症高齢者等（以下「対象者」という。）の所在が確認できなくなったときは、事業者連絡し、事業者からサービスの提供を受けるものとする。

2 利用者は、前項の規定によりサービスの提供を受けたときは、速やかに当該内容を市長に報告しなければならない。

（利用者等の義務）

第7条 利用者は、利用者及び対象者が端末機等を善良な管理者の注意をもって利用し、及び保管するよう配慮しなければならない。

2 利用者及び対象者は、端末機等を他の目的に利用し、譲渡し、転貸し、若しくは改造し、又は担保に供してはならない。

（費用の負担）

第8条 利用者は、端末機等の利用に係る次の各号に掲げる費用を事業者負担しなければならない。

（1） 端末機等の利用に係る月ごとの基本料金

（2） 情報の取得をした場合に要する費用

(3) 緊急対処員の派遣を依頼した場合に要する費用

(4) 前3号に掲げる費用以外のオプションサービス等に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、市は、前項第1号から第3号までに掲げる料金及び費用の全部又は一部を負担するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護世帯に属する者（単給世帯に属する者を含む。）

(2) 全ての世帯員が65歳以上であって、かつ、全ての世帯員の前年度の市町村民税が非課税である世帯に属する者

(3) 全ての世帯員の前年度の市町村民税が非課税である世帯に属する者（前号に掲げる者を除く。）

3 前項の規定により市が負担する割合は、別表に規定する割合とする。

4 市は、端末機等の貸与に係る初期費用（加入料金）を事業者負担するものとする。ただし、次条第3項に定める利用する端末機の変更をする場合は、初期費用（加入料金）は、利用者が負担しなければならない。

（利用の変更等）

第9条 利用者は、利用者及び対象者の住所、氏名その他第4条第1項の申請書並びに第5条第4項の書類の内容に変更があるときは、速やかに市長に対し当該内容を報告しなければならない。

2 利用者は、当該端末機等の利用の中止を希望するときは、認知症高齢者等探索支援サービス利用廃止届出書（様式第5号）を市長に事前に提出しなければならない。

3 利用者は、利用中の当該端末機から別の種類の端末機の変更を希望するときは、利用中の端末機に係る認知症高齢者等探索支援サービス利用廃止届出書（様式第5号）及び新たに利用を希望する端末機に係る認知症高齢者等探索支援サービス利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用の取消し）

第10条 市長は、利用者が偽りその他不正の行為により申請を行ったと認められるとき、又は利用の状況が著しく不当と認められるときは、当該申請に係る利用の決定を取り消すことができる。

（返還）

第11条 利用者は、次のいずれかに該当するときは、端末機等を市長に対し返還しなければならない。

- (1) 対象者が死亡し、又は市外へ転出したとき。
- (2) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 第9条第2項の規定による利用の中止を申し出たとき。
- (4) 前条の規定により利用を取り消されたとき。

(損害賠償)

第12条 利用者は、利用者又は対象者が端末機等の全部又は一部を破損し、又は滅失したときは、直ちに市長に対しその状況を報告しなければならない。

2 利用者は、当該利用者又は対象者の責めに帰すべき理由により端末機等の全部又は一部を破損し、又は滅失したときは、その損害に係る費用を負担しなければならない。

(情報の管理等)

第13条 事業者は、当該業務において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該業務が終了した後もまた同様とする。

2 市長は、端末機等の貸与及び管理に関する状況を常に把握するとともに、当該状況に関する書類を整備するものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第8条関係）

つくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービス事業 事業負担割合

利用者世帯階層区分	市が負担する割合		
	基本料金 (月額)	情報取得料	緊急対処員派遣サービス利用料
生活保護法に基づく被保護世帯（単給世帯を含む。）	10割	10割	10割
全ての世帯員が65歳以上であって、かつ、全ての世帯員の前年度の市町村民税が非課税である世帯	10割	10割	10割

全ての世帯員の前年度の市 町村民税が非課税である世 帯（第8条第2項第2号に 掲げる世帯を除く。）	10割	0	10割
--	-----	---	-----

様式第1号から様式第5号を次のように定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

つくばみらい市長 様

住 所
申請者
(利用者)氏 名

認知症高齢者等探索支援サービス利用申請書

認知症高齢者等探索支援サービスを利用したいので、つくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービス事業実施要綱第4条の規定により申請します。

対象者	氏 名		性 別	
	住 所	つくばみらい市		
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	本人の 状 況	ペースメーカー (※1)	使用している・使用していない	
		要介護認定の有無	有(要介護1、2、3、4、5)・無	
道迷いの頻度		/ 回程度		
道迷い時の状態				
利用者	氏 名		続柄	
	住 所	つくばみらい市		
	電話番号			
利用したい端末機 (レ点を記入してください)	<input type="checkbox"/> ココセコム (※2) <input type="checkbox"/> どこさいる			
同意書	つくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービスの利用決定を受けるに当たって、市が私の属する世帯の市民税課税状況について調査することに同意します。 年 月 日 住 所 氏 名			

備考

- ※1 ペースメーカーを装着している方は、利用することができません。
- ※2 ココセコムを利用する場合は、端末機等を携帯している対象者と判別できる写真(2枚)を添付してください。

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

様

つくばみらい市長

認知症高齢者等探索支援サービス利用決定通知書

年 月 日付けで申請のあったつくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービスの利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者氏名		
対象者住所		
利用端末機		
利 用 料 負 担		
初期費用(加入料金)	無料	
基本料金(月額)	無料	円/月(税別)
情報取得料	電話使用	無料 円/回(税別)
	インターネット使用	無料
緊急対応員派遣サービス利用料	無料	円/回(税別) サービス無し

備考

- 1 利用料については、事業者への支払となります。
- 2 利用料の支払方法については、事業者の指示によってください。
- 3 その他オプションサービス等を利用する場合は、事業者の指示によって支払を行ってください。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

様

つくばみらい市長



つくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービス利用却下通知書

年 月 日付けで申請のあった、つくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービスの利用について、次のとおり却下しましたので通知します。

対象者氏名	
対象者住所	
理 由	

様式第4号(第5条関係)

認知症高齢者等探索支援サービス事業に関する覚書

つくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービス事業実施要綱(以下「要綱」という。)
第5条第3項の規定に基づき、貸与者 つくばみらい市長(以下「甲」という。)と利用者
(以下「乙」という。)とは、次の条項により、覚書を締結する。

(端末機等の貸与)

第1条 甲は、乙に端末機1台及び附属品(充電器及びバッテリーをいう。)1セット(以下「端
末機等」という。)を貸与する。

(遵守事項)

第2条 乙は、端末機等を善良な管理者の注意をもって利用及び保管するとともに、他の目
的に利用し、譲渡し、転貸し、若しくは改造し、又は担保に供しないものとする。

2 乙は、端末機等を実際に携帯する認知症高齢者等(以下「対象者」という。)が前項の規
定を遵守するよう配慮しなければならない。

(費用の負担)

第3条 乙は、端末機等の利用に係る費用を、要綱第8条の規定に基づき、次表のとおり事
業者に負担するものとする。

【利用端末機：ココセコム・どこさいる】

料 金 区 分		負 担 区 分
基本料金(月額)		無料・ 円/月(税別)
情報取得料	電話使用	無料・ 円/回(税別)
	インターネット使用	無料
緊急対処員派遣サービス利用料		無料・ 円/回(税別) サービス無し

※その他のオプションサービス等を利用する場合は、利用するオプションサービス費用等
を乙が事業者に負担するものとする。

(変更の報告)

第4条 乙は、乙又は対象者の氏名及び住所その他当該端末機等の貸与に伴い甲に対し提出
した書類の内容に変更があったときは、速やかに甲に連絡するものとする。

(端末機等の返還)

第5条 乙は、次のいずれかに該当したときは、端末機等を市長に返還するものとする。

- (1) 対象者が死亡し、又は転出したとき。
- (2) 対象者が常時介護者の観察が必要な状態でなくなったとき。
- (3) 端末機等の利用の中止又は端末機等の種類の変更を希望するとき。
- (4) 乙が偽りその他不正の行為により申請を行ったと認められ、又は利用の状況が著しく

不当と認められ、当該申請に係る利用の決定を取り消されたとき。

(損害賠償)

第6条 乙は、乙又は対象者が端末機等の全部又は一部を破損し、又は滅失したときは、直ちに甲にその状況を報告するとともに、その損害に係る費用を負担するものとする。

(補則)

第7条 要綱及びこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 茨城県つくばみらい市福田195番地
つくばみらい市長

印

乙

印

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

認知症高齢者等探索支援サービス利用廃止届出書

つくばみらい市長 様

申請者 住所
(利用者) 氏名
電話番号
対象者との関係

次の理由により、つくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービスの利用を廃止したいので届け出いたします。

1 対象者

住所 つくばみらい市

氏名

2 利用を廃止する端末機 (レ点を記入してください)

ココセコム どこさいる

3 廃止理由